

平成28年2月23日（火）

津島市健康福祉部児童課（佐藤、瀧川）

電話番号0567-24-1111（内線2220、2221）

津島市子ども条例を制定します

＜議案名＞議案第20号 津島市子ども条例の制定について

議案第21号 津島市子ども・子育て会議条例の制定について

1 制定内容

「津島市子ども条例」は、児童の権利に関する条約※（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を保障するとともに、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えあう仕組みを定め、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的としています。（第1条）

そのために、子どもが持つ権利として

- ・「自分らしく生きる権利」（第5条）
- ・「豊かに育つ権利」（第6条）
- ・「安全に安心して生きる権利」（第7条）
- ・「参加する権利」（第8条）

を定め、その権利を保障するため、

- ・「保護者の責務」（第9条）
- ・「学校等関係者の責務」（第10条）
- ・「地域住民等の責務」（第11条）
- ・「市の責務」（第12条）

を定めました。

また、子どもに関する施策の方針として

- ・「子育ての支援」（第13条）
- ・「子育て家庭の支援」（第14条）
- ・「子どもの安全・安心を保障する取組」（第15条）
- ・「子どもの参画の推進」（第16条）
- ・「子どもの育成に係る相談体制の充実等」（第17条）
- ・「虐待、体罰、いじめ等の救済等」（第18条）

を掲げました。

具体的な施策としては、「推進計画の策定」（第19条）を行い、その目的のため「意見の聴取等」（第20条）をするために「津島市子ども・子育て会議」（以下「会議」という。）を設置します。

「津島市子ども・子育て会議条例」では、会議の設置及び組織について定めています。

2 制定理由

児童虐待やいじめ等の子どもの人権を侵害する社会問題を解消し、次世代を担う子供たちの健やかな育ちを確保するため、全国的に子どもの権利に関する条例を制定する自治体が増えています。

愛知県内では豊田市（平成19年施行）、名古屋市（平成20年施行）、岩倉市（平成20年施行）、日進市（平成21年施行）、幸田町（平成22年施行）、知立市（平成24年施行）、知多市（平成26年施行）の6市1町が制定しています。

3 参考事項

- ・平成28年度中に子どもが幸せに暮らすことのできるまちづくりに関する基本的な計画（推進計画）作成予定。
- ・会議構成人数 18人以内
- ・平成28年度中に3回会議を開催予定。

※児童の権利に関する条約とは

平成元年に国連総会において採択され、平成6年に我が国において批准された国際条約で、世界の多くの児童が飢え、貧困等の困難な状況におかれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものの。